

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年9月29日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月21日から同年11月10日まで縦覧に供する。

令和7年10月14日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下櫛梨丸山地区	琴平町農政課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 榎井横瀬地区	〃